

令和5年

第6回飯舘村農業委員会定例総会  
会議録

(令和5年6月20日)

飯舘村農業委員会

## 令和5年第6回飯舘村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和5年6月20日(火)					
招集場所	飯舘村役場 第一会議室(2階)					
開閉会の日時(宣言)	開会 令和5年6月20日 午後1時15分		閉会 令和5年6月20日 午後2時10分			
応(不応)招委員及び 出・欠席等委員  出席委員 6名 欠席委員 1名  ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	△
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	2番 鳴原新一			3番 原田直志		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 渡部誉典			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和5年第6回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	議案第19号
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	
4	高橋喜一	小 宮	欠席
5	濱名時夫	八木沢・芦原	議案第16号
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	佐藤隆男	飯樋町	欠席
9	渡邊文夫	前田・八和木	議案第18号
10	三瓶政美	大久保・外内	
11	新妻幹男	蕨 平	欠席
12	林 吉安	白 石	議案第17号
13	細杉朝雄	前 田	

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 16 号  
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 17 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 18 号  
営農型太陽光発電設備の設置について
- 日程第 7 議案第 19 号  
現況確認証明について

## (会議の経過)

### ○開会

事務局長) ただいまから令和5年第6回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

### ○会長あいさつ

会 長) 朝早くから大変ご苦勞様でございます。定例総会ということでお話させていただきますが、全国農業委員会会長大会に参加した際の写真を準備しましたので、その件について少し触れたいと思います。5月30日に大会と、県選出議員とのお話合いがございました。国会開催中ということで、時間は取れなくて、ほとんどの議員があいさつ程度で会場を離れてしまったところですが、私の方で挙手をして、基盤整備についてお話させていただきました。根本匠議員、金子恵美議員に聞いていただき、個人的にも、携帯電話で色々とお話させていただいたり、親身になって対応いただきました。我々が要望している、暗渠管径を50mmから75mmにしてほしい、ということで、要請をしまりました。根本議員から繋ぎをしていただき、農水省の職員に飯舘村に来ていただきました。その時も、色々私の方から、暗渠の詰まり具合や、径の大きさも含めて説明して参りました。飯舘村で、当初暗渠口径の仕様は75mmでスタートしたようですが、先行して暗渠排水工事が始まっていた川俣町山木屋地区においては、50mm径で工事が進んでおり、苦情がそちらから来たみたいです。そんな流れもありながら、農水省に写真を見せながら詰まり具合を説明したりお話をしましたけれども、中々難しいという感じを受けました。でも、私どもの要望として、これは曲げることはできませんので、持ち帰っていただいて色々検討してください、ということにいたしました。これからの復興については、ご覧の通り今日村内を回ってきた中で見ても、やっぱり復興が遅れていると思います。農家の住民が、きちんと役場と話し合いの元で進めていくことが前提だと思います。村の各担当課にお願いをして、今後の対応については、きちんとした形で取っていただくように進めていきたいと、私としても思っております。色々な形で、国に少し関わることができましたので、皆様から挙げられるような他の色々な問題についても、精査をしながら進めて参りたいと思います。

で、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上の中で、午前中の研修からお疲れだと思ひますけれども、本日も議案がありますので、慎重審議の程よろしくお願ひしまして、あいさつに代えさせていただきます。今日はどうもご苦勞様です。

会 長) 本日の定例総会出席委員6名、定足数に達しています。  
よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。  
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。  
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事 務 局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。  
会議規則第22条の規定により、2番 鳴原新一 委員、  
3番 原田直志 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。  
会期は本日1日限りにしたいと思ひます。  
ご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定  
します。

○日程第4 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長) 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
を議題といたします。

議 長) それでは、議案第16号について、事務局より概要説明をいた  
させます。

事 務 局) それでは、議案第16号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)濱名時夫 が報告します。  
6月12日、譲渡人に電話をしまして、今回の申請について尋ねました。譲渡人からは、高齢になったから、ということで、息子である譲受人に農地の管理を任せたい、世代交代をしたい、という説明がございました。以上でございます。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:25~13:26)

議 長) 再開します。議案第16号について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第16号は議案のとおり可決いたします。

○日程第5 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長) 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題とします。

議 長) それでは、議案第17号について、事務局より概要説明をいただきます。

事務局) それでは、議案第17号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)林吉安 が報告します。  
6月13日に、設定人、被設定人と現地で打合せをしました。元々私も知っていたのですが、申請地は、土地に石が多く含まれているところでありまして、計画図面通りに設備を配置できないのでは、と質問したところ、被設定人からは、図面通りに配置できるように工夫したいと思っておりますと回答がありました。他、問

題として、申請地と隣接地の境界がはっきりしていない場所であり、現地でも、設定人がここまでと申告したのみであるようだったため、事業を行う前には測量し、境界をはっきりさせてから着手してくださいと伝えました。また、事業着手は、村から許可証が届いてからやるように改めて伝えました。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13 : 32 ~ 13 : 43)

議 長) 再開します。議案第 17 号について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第 17 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決することといたします。

○日程第 6 議案第 18 号 営農型太陽光発電設備の設置について

議 長) 議案第 18 号 営農型太陽光発電設備の設置について を議題といたします。

議 長) それでは議案第 18 号について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第 18 号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)渡邊文夫 が報告します。  
去る 6 月 15 日に、役場事務局 2 名と、地区担当委員 2 名、被設定人から 2 名、出席し、現地確認、調査をしました。現在は、申請地で設定人がナタネを栽培しております。これを刈取り後に、工事着工する、という話でした。心配だったのは、パネルの下で栽培するのはどうなのかと聞くと、申請している品目をパネル下で栽培している事例があり、そちらでは実績が上がっているため、村でも同様に事業に取り組む、という話でした。この場所での実績を上げて、あと十か所くらい営農型太陽光を作りたいという希



望も持っているようです。被設定人である事業者については、先程会社概要を回覧した通りであり、やっていくことについて間違いない会社だと思います。審議の程よろしくお願いします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議 13:56~13:58)

議 長) 再開します。議案第18号について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

○日程第7 議案第19号 現況確認証明について

議 長) 議案第19号 現況確認証明について を議題といたします。

議 長) それでは、議案第19号について、事務局より概要説明をいたさせます。

事 務 局) それでは、議案第19号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)武田富彦 が報告します。  
6月15日、申請者の代理人、事務局職員2名、調査委員3名の計6名で、現地を調査して参りました。県道沿いの西側にあります申請地1筆については、当日立会をした申請者代理人が作付けをしていたため、農地であると判断したところです。また、同じく県道沿いに位置する南側の申請地2筆については、隣接した農地と連続して段々畑となっております。隣接農地は地権者により作付けがされていたため、隣を荒らしておくわけにもいかず、申請者代理人が善意で申請地を手入れされていたとのことです。そのため、綺麗な状態であったことから農地とみなし見て参りました。残りの申請地に関しては事務局の方からありました通り、山林化しているような状況です。以上です。審議の程よろしく申し上げます。

- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議14:06~14:09)
- 議 長) 再開します。議案第19号について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)
- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第19号について、調査所見があった通り、申出農地の一部  
のみのおり認めることにご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第19号は別紙一覧表のおりとするこ  
といたします。

○閉会の宣告

- 議 長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。  
これで令和5年第6回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和5年6月20日

飯館村農業委員会 会 長

菅野啓一

同 議事録署名委員 2番

鴨原新一

同 議事録署名委員 3番

原田直志